

報道関係者 各位

令和5年6月22日（木）

【照会先】

愛知労働局職業安定部職業対策課

課 長 古江 俊博

雇用助成室長 手島 政志

事業所給付監査官 高木 洋和

（電話）052-219-5518

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の不正受給事案の公表

今般、下記の事業主において、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金を不正に受給したことが確認されましたので公表します。

記

事業所	名称	とりせい 鳥勢 伊藤靖史
	所在地	名古屋市中区錦3-19-24 カンセントビル1F.2F
	代表者氏名	伊藤 靖史（いとう やすし）
	事業の概要	飲食店
不正受給の概要	助成金名	① 雇用調整助成金 ② 緊急雇用安定助成金
	不正受給額 （返還状況）	① 26,172,211円（納付計画策定中） ② 515,312円（全部返還済み）
	支給決定等 取消年月日	令和5年4月6日
	内容	休業手当を支払っていないにもかかわらず、支払ったとする、又は実際の支給額よりも過大に支払ったとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金を不正に受給したものの。